

不動産取得税の減免制度について

この度の令和元年台風第19号等により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けた不動産に係る不動産取得税については、以下のとおり減免制度を設けておりますのでお知らせいたします。

なお、減免の手続きや詳しい要件については、対象不動産の所在市町村を管轄する地方振興局県税部までお問い合わせください。

① 被災不動産に代わる不動産を取得した場合

1 対象となる方

災害により滅失・損壊した不動産（以下、被災不動産）の所有者

2 対象となる不動産

被災不動産に代わるものとして知事が認める不動産

※ 罹災証明書りさいにおける被害区分が「一部損壊」の場合は、減免の対象となりません。

3 取得期限

災害を受けた日から3年以内

4 減免額の算定方法

「被災不動産の平成31年度固定資産評価額」×「税率」

5 申請書及び添付書類

- (1) 不動産の取得に関する申告書（直第112号様式）
- (2) 不動産取得税減免申請書（直第147号様式）
- (3) 被災不動産に係る平成31年度固定資産課税台帳登録事項証明書
- (4) 被災不動産に係る罹災証明書りさい
- (5) その他地方振興局長が必要と認める書類

※ (1)、(2)については、福島県税務課ホームページ「様式ダウンロード」からダウンロードできます。（提出の際には押印（認め印で可）が必要になります。）

6 申請期限

取得した不動産に係る不動産取得税の納期限前7日まで

② 不動産を取得した直後に当該不動産が被災した場合

1 対象となる不動産

「取得した直後」に災害により滅失・損壊した不動産

※「取得した直後」とは、不動産を取得後、不動産取得税が課税される前までのことをいいます。

※ 罹災証明書における被害区分が「一部損壊」の場合は、減免の対象となりません。

2 減免額の算定方法

「被災不動産の価額」×「被害程度から算出した割合」×「税率」

3 申請書及び添付書類

(1) 不動産の取得に関する申告書（直第112号様式）

(2) 不動産取得税減免申請書（直第147号様式）

(3) 被災不動産に係る罹災証明書

(4) その他地方振興局長が必要と認める書類

※ (1)、(2)については、福島県税務課ホームページ「様式ダウンロード」からダウンロードできます。（提出の際には押印（認め印で可）が必要になります。）

4 申請期限

取得不動産に係る不動産取得税の納期限前7日まで

<手続き、お問い合わせ先>

名称	所在地	電話番号	担当区域
県北地方振興局 県税部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎	024-521-2694	福島市・二本松市・伊達市・ 本宮市・伊達郡・安達郡
県中地方振興局 県税部	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1254	郡山市・須賀川市・田村市・ 岩瀬郡・石川郡・田村郡
県南地方振興局 県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1517	白河市・西白河郡・東白川郡
会津地方振興局 県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5254	会津若松市・喜多方市・ 耶麻郡・河沼郡・大沼郡
南会津地方振興局 県税部	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214	南会津郡
相双地方振興局 県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1125	相馬市・南相馬市・ 双葉郡・相馬郡
いわき地方振興局 県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6033	いわき市
総務部税務課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁本庁舎	024-521-7068	